

2007 年度雇用問題研究会

2007 年 11 月 27 日

C-STEP（社）おおさか人材雇用開発人権センター

1. 主催者あいさつ (14 : 00)

社団法人おおさか人材雇用開発人権センター 理事長松本 隆

2. 講 演

「障害者雇用促進法改正と国の雇用就労支援策」について (14 : 05)

大阪労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用担当官 長谷川 雅一様

「大阪府の工賃倍増計画推進事業の概要」について (14 : 55)

大阪府健康福祉部 障害保健福祉室

施設福祉課 施設指導グループ 佐藤 謙一様

「工賃倍増計画推進事業の受託と活用方途」について (15 : 40)

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 丸尾 亮好様

3. 2007 地域仕事づくりフェア概要について

「障害者雇用促進法改正と国の雇用就労支援策」について

大阪労働局職業安定部職業対策課
障害者雇用担当官 長谷川 雅一

1. 「改正障害者雇用促進法」について

- ・精神障害者（精神障害者手帳所持者）が事業主の雇用率の算定対象となる。
- ・「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」
- ・「在宅就業障害者支援制度」

2. 障害者の雇用状況について

- ・法定雇用率 1.8%
- ・平成 19 年度の実雇用率
雇用率達成企業割合
大阪 1.56%(全国 1.55%)
大阪 42.2%(全国 43.8%)
- ・ハローワークによる雇用率達成指導
- ・平成 18 年度の障害者就職数

身体障害者	1,725 人
知的障害者	843 人
精神障害者	352 人
その他	46 人
合 計	2,966 人 (前年比 11.4%増)
- ・平成 19 度（9 月末現在）の就職数 1,779 人（前年同月比 7.0.%増）
- ・「発達障害」について

3. 「障害者自立支援法」について

- ・福祉的就労から一般雇用へ

4. 各種支援制度について

- ・障害者就職準備訓練事業
- ・障害者トライアル雇用制度
- ・雇用支援制度導入奨励金
- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・ジョブコーチ制度

5. 障害者就業・生活支援センター

6. 特例子会社制度

障害者雇用促進法の改正の概要

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正されました（平成17年法律第81号）。

以下、法律改正の概要について、説明いたします。

障害者の就業機会の拡大をめざして

精神障害者に対する雇用対策の強化

- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を雇用率の算定対象にします（法定雇用率は現行（1.8%）通り）。

在宅就業障害者に対する支援

- 自宅等で就業する障害者を支援するため、企業が仕事を発注することを奨励します（発注元企業に特例調整金等（障害者雇用納付金制度）を支給）。
- 企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金等を支給します。

障害者福祉施策との有機的な連携

- 障害福祉施設体系の改革とあいまって、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策の有機的な連携を図ります。

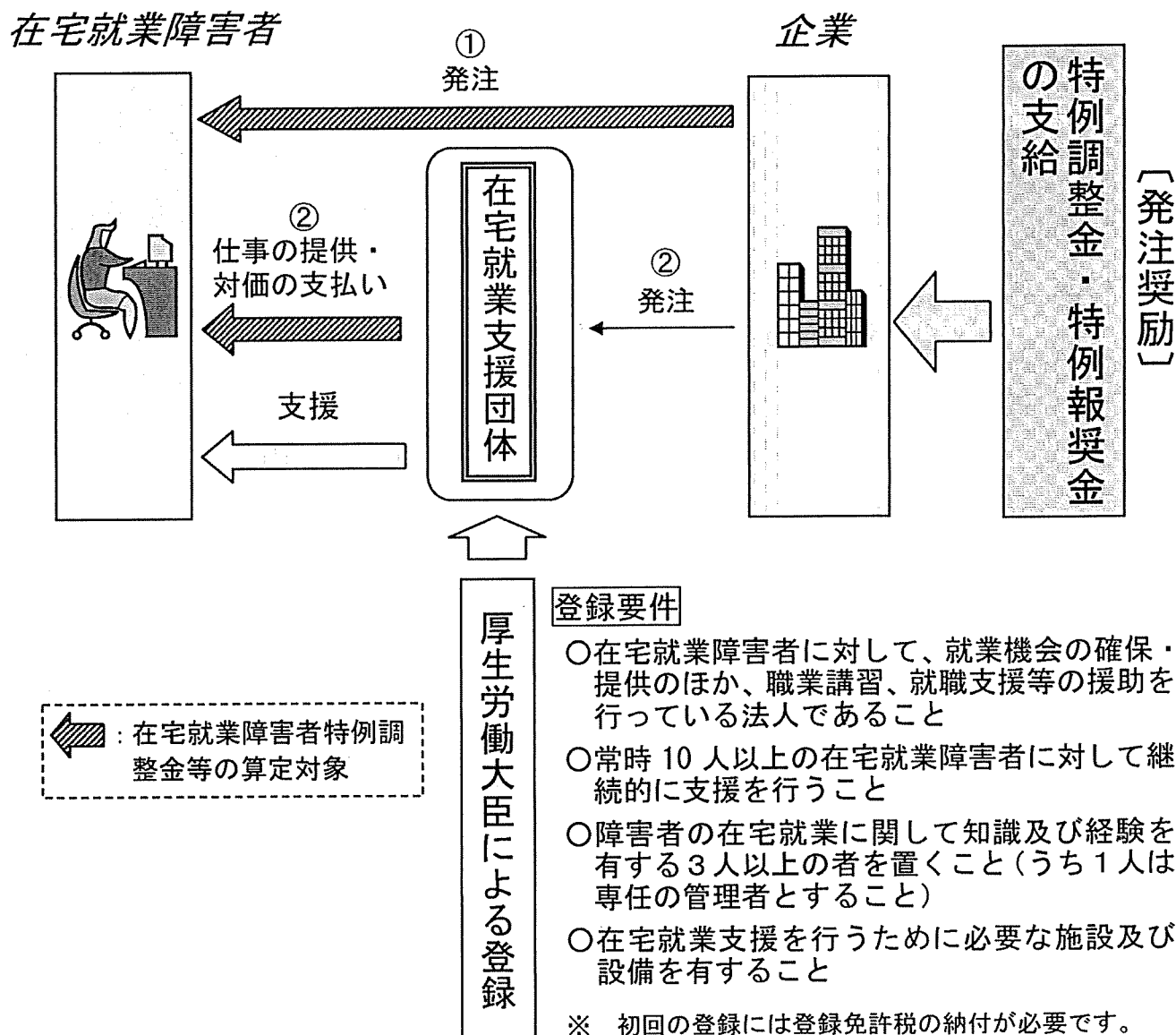
※ 以上のほか、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大その他所要の改正を行います。

【施行期日】 平成18年4月1日（ただし、一部については平成17年10月1日）

在宅就業障害者に対する支援

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）
- 企業が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）

※ 特例調整金等の支給事務は、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等と同様、高齢・障害者雇用支援機構において取り扱います。



障害者職業紹介・登録状況(年度別)

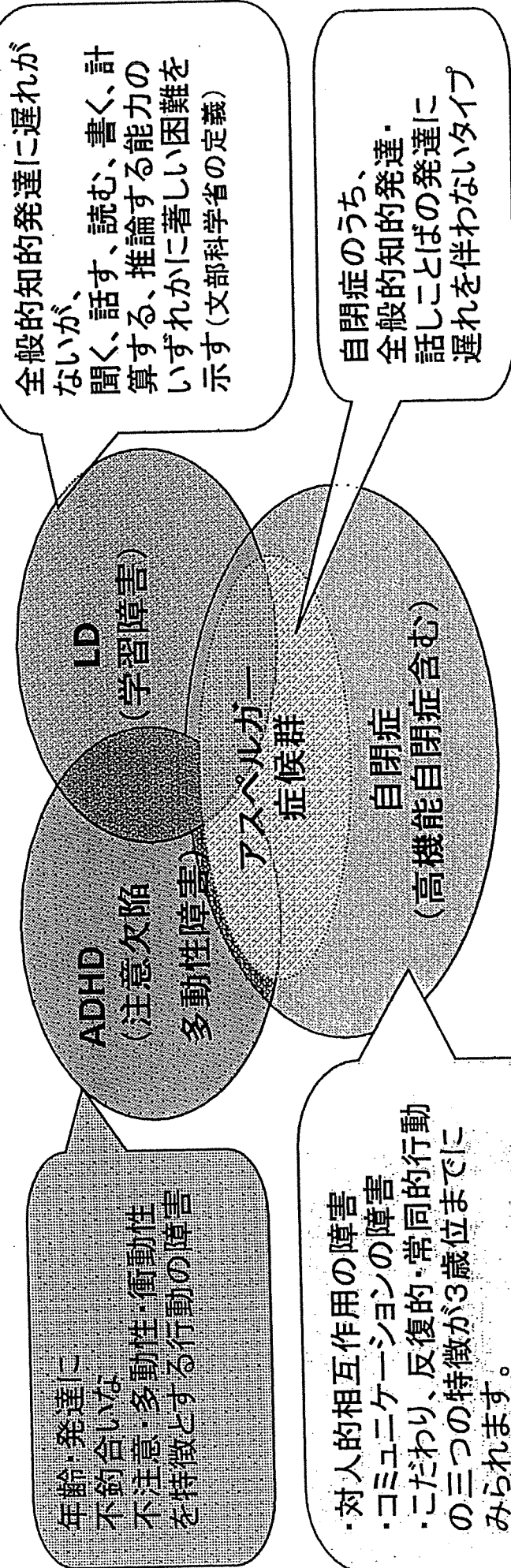
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度		平成19年度	前年比 %	
					4月～9月	4月～9月			
新規求職者数	身体障害者	5,948 2,616	6,151 2,683	5,633 2,538	5,311 2,406	2,707 1,242	2,617 1,213	△ 3.3 △ 2.3	
	知的障害者	1,952 301	2,051 329	2,277 453	2,215 426	1,003 204	1,094 211	9.1 3.4	
	精神障害者	772	1,028	1,309	1,636	825	952	15.4	
	そ の 他	26	27	75	71	32	44	37.5	
	計	8,698	9,257	9,294	9,233	4,567	4,707	3.1	
	紹介件数	身体障害者	10,357 3,965	9,319 3,587	10,412 4,204	11,006 4,659	5,249 2,203	5,151 2,085	△ 1.9 △ 5.4
紹介件数	知的障害者	2,905 423	3,026 502	3,487 690	3,662 787	1,488 282	1,524 342	2.4 21.3	
	精神障害者	1,465	1,929	2,173	2,978	1,386	1,894	36.7	
	そ の 他	64	116	154	217	138	74	△ 46.4	
	計	14,791	14,390	16,226	17,863	8,261	8,643	4.6	
	就職件数	身体障害者	1,569 688	1,569 692	1,553 697	1,725 771	945 441	950 435	0.5 △ 1.4
	就職件数	知的障害者	663 128	643 148	798 184	843 221	509 134	535 155	5.1 15.7
精神障害者		194	270	285	352	184	280	52.2	
そ の 他		12	10	26	46	24	14	△ 41.7	
計		2,438	2,492	2,662	2,966	1,662	1,779	7.0	
有効求職者数		身体障害者	4338 2129	4,648 2,294	4,366 2,213	4,551 2,266	4,490 2,230	4,461 2,249	△ 0.6 0.9
		知的障害者	2465 624	2,624 698	2,653 776	2,808 865	2,627 783	2,745 889	4.5 13.5
	精神障害者	356	407	415	489	455	528	16.0	
	そ の 他	3	3	6	7	7	10	42.9	
	計	7162 2753	7,682 2,992	7,440 2,989	7,855 3,131	7,579 3,013	7,744 3,138	2.2 4.1	
	就 業 中	身体障害者	10790 4781	10,561 4,693	10,483 4,683	10,358 4,741	10,416 4,709	10,614 4,872	1.9 3.5
知的障害者		4543 1295	4,565 1,426	4,642 1,470	4,765 1,533	4,711 1,510	4,924 1,611	4.5 6.7	
精神障害者		247	313	343	386	363	425	17.1	
そ の 他		11	11	11	12	11	12	9.1	
計		15591 6076	15,450 6,119	15,479 6,153	15,521 6,274	15,501 6,219	15,975 6,483	3.1 4.2	
保 留 中		身体障害者	919 441	1,008 479	1,055 503	1,132 524	1,195 571	1,159 532	△ 3.0 △ 6.8
	知的障害者	482 154	592 178	643 194	681 201	704 195	651 199	△ 7.5 2.1	
	精神障害者	48	52	127	128	128	110	△ 14.1	
	そ の 他	0	0	0	0	0	1	#DIV/0!	
	計	1449 595	1,652 657	1,825 697	1,941 725	2,027 766	1,921 731	△ 5.2 △ 4.6	
	合 計	身体障害者	16047 7351	16,217 7,466	15,904 7,399	16,041 7,531	16,101 7,510	16,234 7,653	0.8 1.9
知的障害者		7490 2073	7,781 2,302	7,938 2,440	8,254 2,599	8,042 2,488	8,320 2,699	3.5 8.5	
精神障害者		651	772	885	1,003	946	1,063	12.4	
そ の 他		14	14	17	19	18	23	27.8	
計		24202 9424	24,784 9,768	24,744 9,839	25,317 10,130	25,107 9,998	25,640 10,352	2.1 3.5	

(注)下段は重度障害者で内数

発達障害とは？

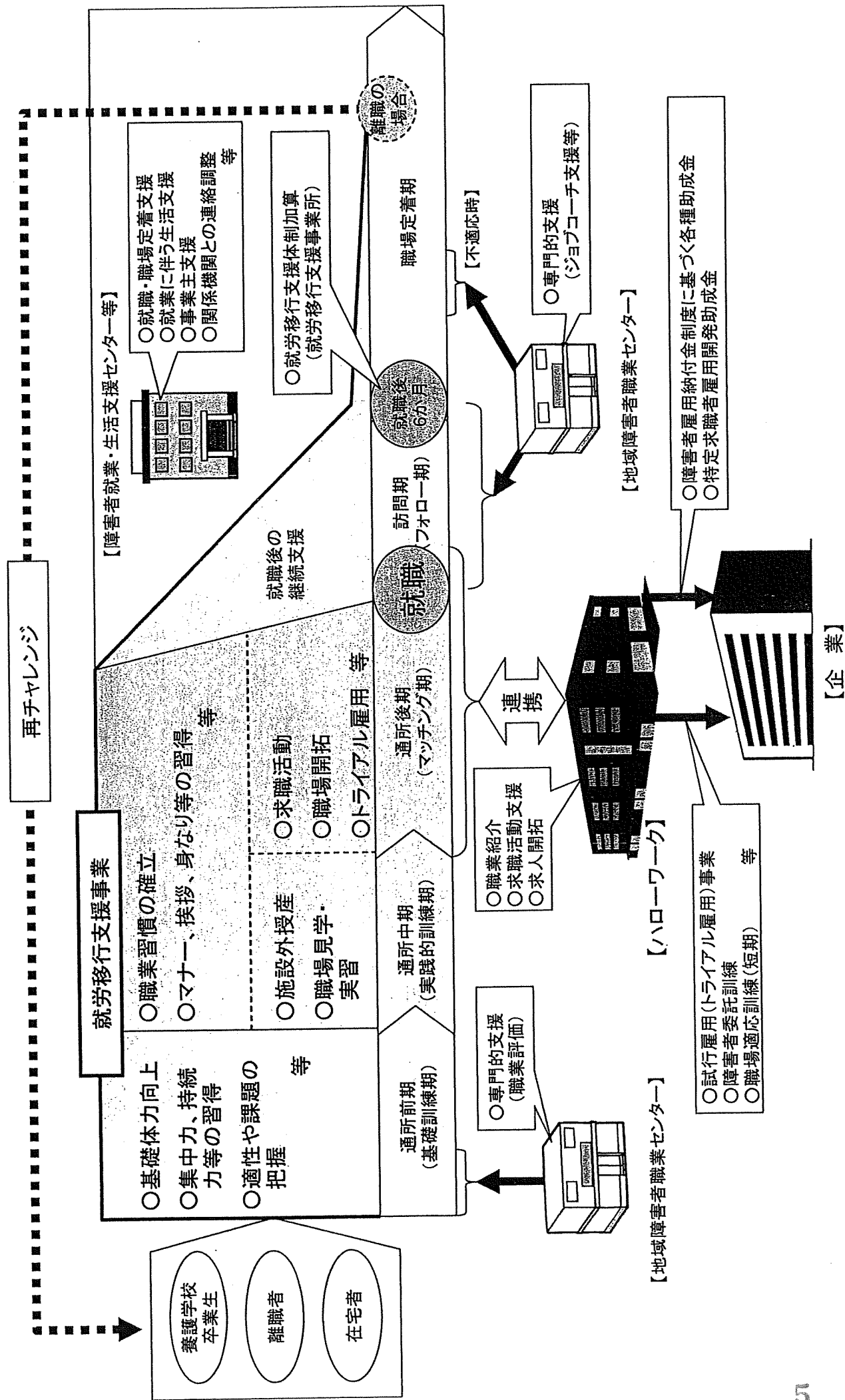
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害
その他これに類する脳機能の障害と定義されています。（発達障害者支援法第2条、第1項）

育て方やいじめなどが原因で、発達障害になることはありません。また、本人の努力の不足や単なる性格上の問題でもありません。外から見えにくい障害のために、障害に気づかれず、適切な教育や支援を受けられないと、不適応行動や不登校・ひきこもり・抑うつなどの2次的障害が引き起こされる可能性があります。周囲の人たちが、発達障害の人たちの得意なところ、苦手なところを理解し、一貫性のある支援を継続することにより、自立と社会参加を支援することが大切です。



*診断上はそれぞれ分類定義されますが、実際にはこれらの症状を合併する場合も多く、困難さに対する周囲の気づきと支援が不可欠です。

就労移行支援と労働施策の連携



平成19年度 障害者就職準備訓練事業の概要(大阪府)

1. 目的

実際に従事する仕事を体験することにより、障害者（職場実習生）が就業への自信を持ち、実作業環境に適応することを容易にするとともに、事業主に対して障害者（職場実習生）の技能の程度や職場への適応性を把握する機会を提供し、障害者の就職機会の拡大を図る。

2. 内容

国の給付金制度の一つで、都道府県知事が事業主に委託して行う「職場適応訓練制度」のうち「短期の職場適応訓練」を活用し、障害者の職場実習を実施する。

3. 対象

求職者である身体障害者、知的障害者、精神障害者、雇用保険受給者で、公共職業安定所長が適当と認めて受講指示を行った者

4. 実施機関

委託事業主

5. 訓練期間

- (1) 訓練(職場実習)期間：原則として2週間以内(重度障害者の場合は原則として4週間以内)
- (2) 訓練生に対する措置：障害者に対しては、都道府県が別に定めるところにより訓練手当を支給
雇用保険受給者に対しては、国が雇用保険法の規定による基本手当等又は訓練手当を支給
- (3) 訓練を委託した事業主への措置：事業主に対しては、都道府県が障害者1人につき日額960円(重度障害者は日額1,000円)の委託料を支給

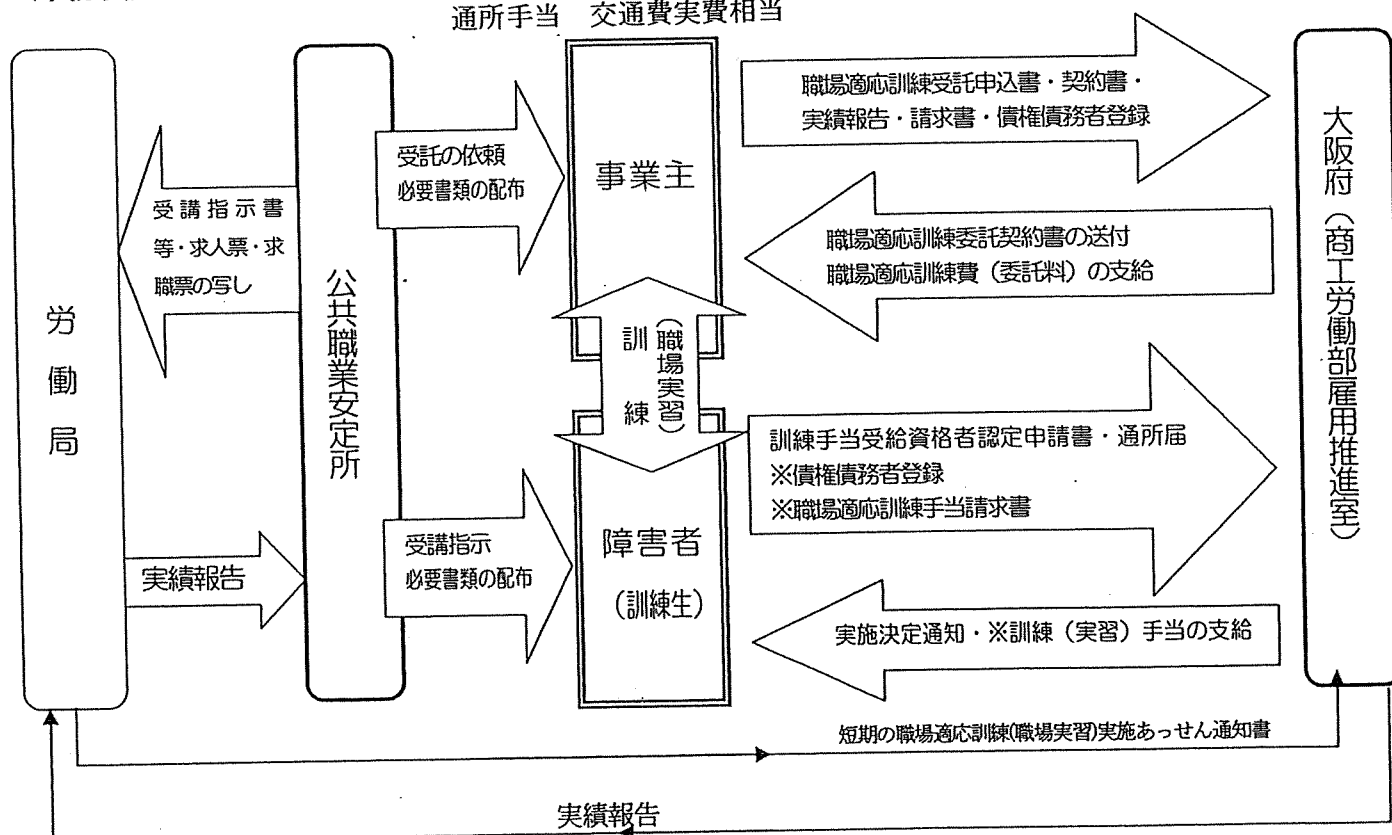
<訓練手当(19年度)>

- 基本手当 日額4,310円(1級地の場合、但し20歳未満は3,530円)
- 受講手当 日額500円
- 通所手当 交通費実費相当

6. 事業開始日

平成19年4月1日

<事務手続き及び書類の流れ>



注意) 雇用保険受給者については、※の書類は不要。

別途「公共職業訓練等受講届・通所届」「公共職業訓練等受講証明書」が必要

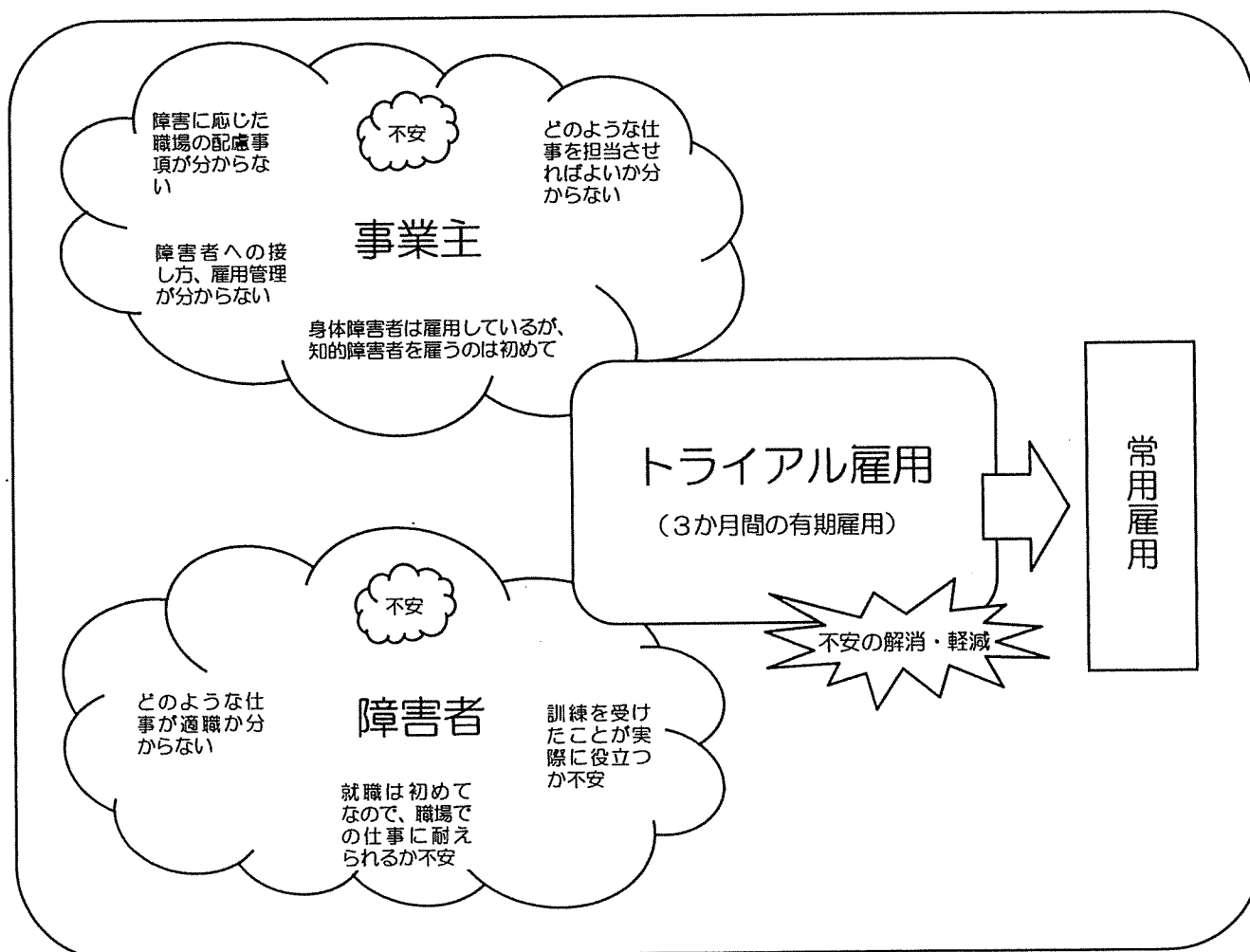
「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。

- 期 間 3か月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結）
- 奨励金 事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給
- 実施数 8,000人（平成19年度）
- 実 績 開始者数5,954人、常用雇用移行率82.0%（平成17年度）



雇用支援制度導入奨励金

こんなとき…

事業主が、トライアル雇用対象労働者を常用雇用に移行し、かつその者の就労を容易にするために、一定の雇用環境の改善措置等を行った場合。

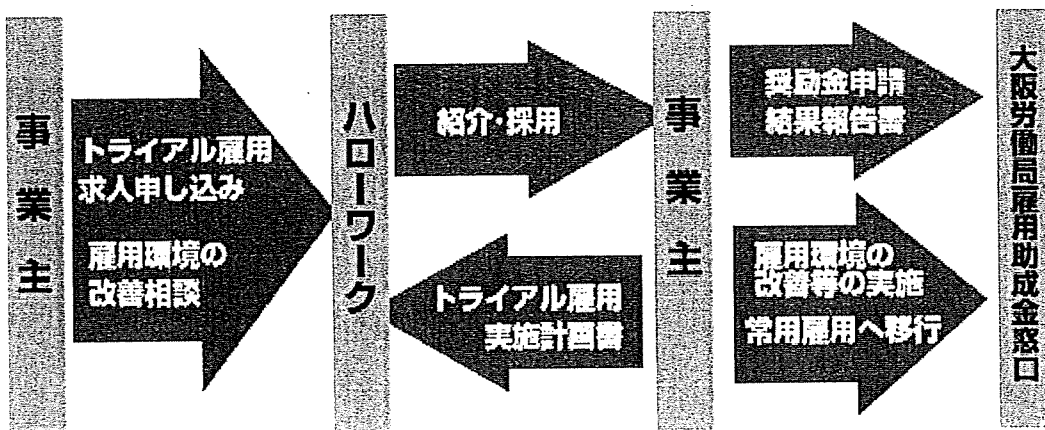
※一定の雇用環境の改善等とは…

- ①通常の正社員と比較して30分以上の時差出勤を導入した事業主（対象労働者が、母子家庭の母等、または障害者に限る。）
- ②トライアル雇用対象者の定着を図るため、指導責任者を任命し、常用雇用移行後3ヶ月以上継続して指導、援助を実施した事業主
- ③教育訓練制度、実習制度等を整備した事業主（労働協約、就業規則等に明文化されたものに限る）
- ④その他、雇用環境の改善措置として労働協約、就業規則等の改正を実施した事業主
- ⑤対象者が障害者の場合に限っては、次の（1）～（4）を導入した事業主
 - （1）在宅勤務制度を導入した事業主
 - （2）必要な通院時間の確保を行った事業主
 - （3）事業所のバリアフリー化等設備の改善を行った事業主
 - （4）障害者のためにカウンセラー等を設置すること

・支給される額…

1事業主1回当たり30万円。

・手続きの流れ



・問い合わせ先…

最寄りのハローワーク又は
ハローワーク事業主支援コーナー

大阪労働局雇用助成金窓口 06-6346-7181

特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者雇用開発助成金)

高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク又は適切な運用を期することができる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行う。

平成19年9月までの雇入れ

【定率助成】 助成期間と助成率

対象労働者 (一般被保険者)	助成額		助成期間
	大企業	中小企業	
高年齢者（60歳以上65歳未満）、障害者、母子家庭の母等 ※	1 / 4	1 / 3	1 年
重度障害者等（重度障害者・45歳以上の障害者・精神障害者）[短時間労働者を除く]	1 / 3	1 / 2	1 年 6 ヶ月

※短時間労働者の場合は、さらに2 / 3 を乗じた額

平成19年10月からの雇入れ

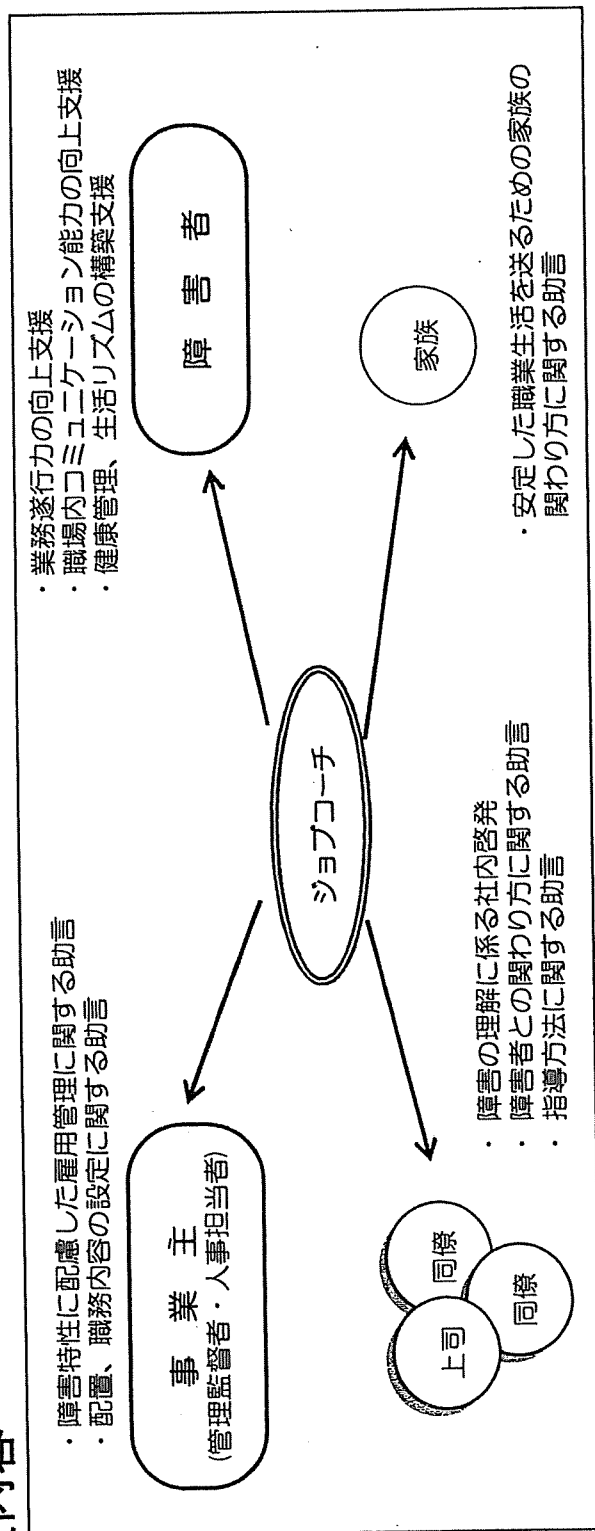
【定額助成】 助成期間と助成額

対象労働者 (一般被保険者)	助成額		助成期間
	大企業	中小企業	
高年齢者（60歳以上65歳未満）、障害者、母子家庭の母等 ※	50万円	60万円	1 年
高年齢者（60歳以上65歳未満）、障害者、母子家庭の母等（短時間労働者）	30万円	40万円	1 年
重度障害者等（重度障害者・45歳以上の障害者・精神障害者）※	100万円	120万円	1 年 6 ヶ月

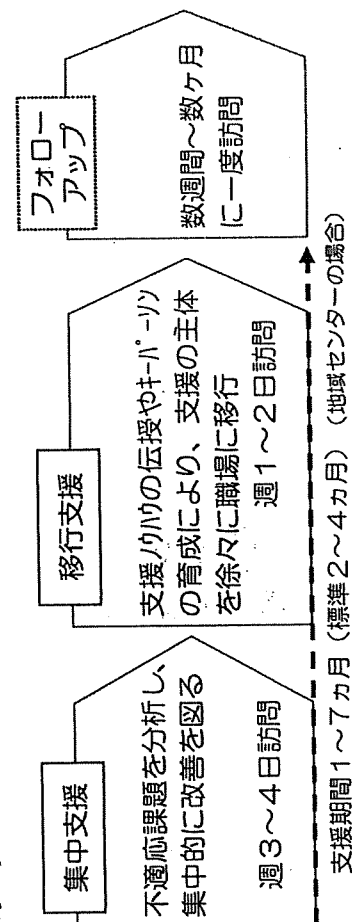
※短時間労働者を除く

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

◎支援内容



◎標準的な支援の流れ



[大阪の実績]

◎ジョブコーチによる支援の状況

大阪障害者職業センター

身体	18(15)	うち修了者	15(14)
知的	184(195)	うち修了者	169(188)
精神	29(7)	うち修了者	27(5)
その他	3(4)	うち修了者	2(4)
計	234(221)	うち修了者	213(211)

注)18年度実施対象者数 ()内、17年度

FAX.06-6261-7066

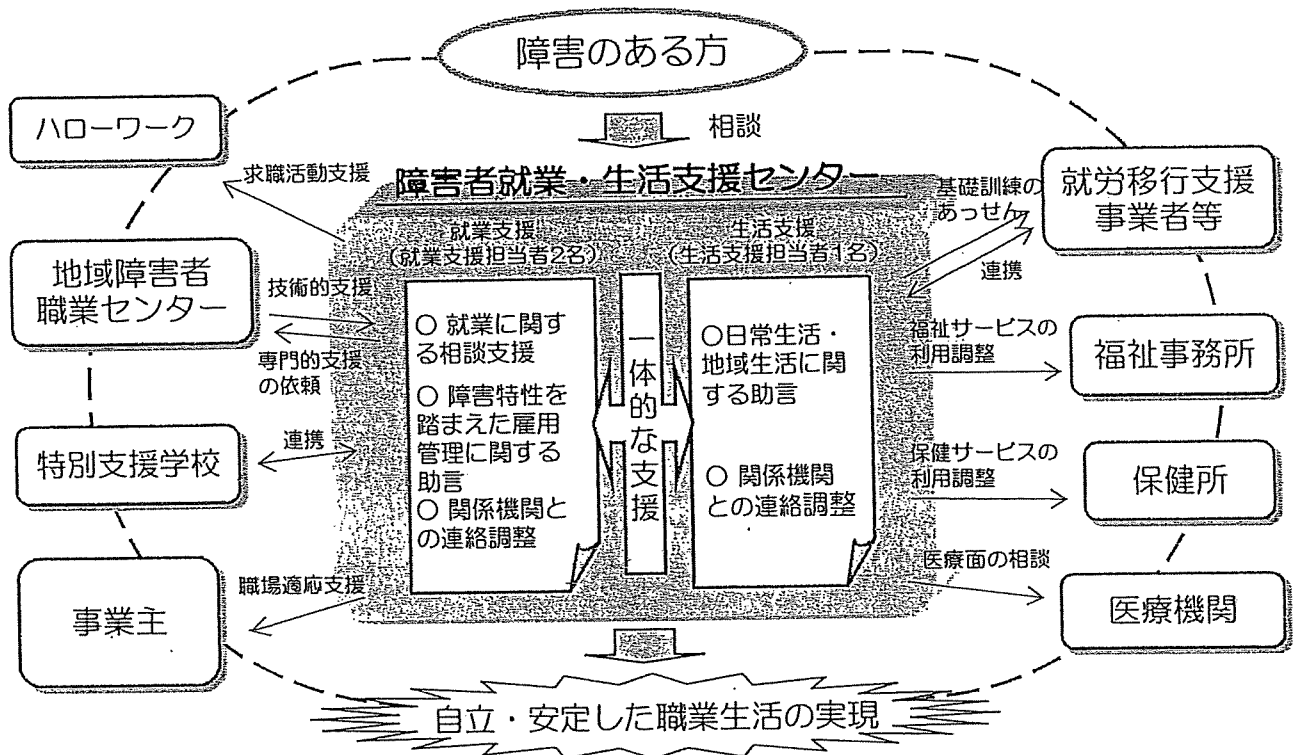
Map of the area around Nakatsukagawa Station. The map shows the JR Yamanote Line (山手線) running vertically, with Nakatsukagawa Station (中百舌鳥駅) marked with a circle and the number 2. To the left of the station is the Osaka Central Ring Line (大阪中央環状線). Below the station is the National Route 310 (国道310号線). The map also shows the location of the Osaka Central Ring Line, the JR Yamanote Line, and the National Route 310. Other labels include '至堺東' (to Sakai Higashi), '至河内長野' (to Kawaninagano), '至富田林' (to Tomita-Hashi), '南海高野線' (Nankai Kōyō Line), '北摂連絡線' (Kitishōtsu Renraku Line), '大阪府立大学' (Osaka Prefectural University), '堺東警察署' (Sakai Higashi Police Station), '中百舌鳥' (Nakatsukagawa), 'じばしん' (Jibashin), and '堺商工会議所 5F' (Sakai Chamber of Commerce and Industry 5F).

FAX.072-258-7139

障害者就業・生活支援センター事業（雇用と福祉の連携事業）

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
（平成14年度より開始）

雇用と福祉のネットワーク



◆ 障害者就業・生活支援センターでの業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

◆ 設置箇所数

平成19年度 135センター （18年度 110センター）

★障害者雇用支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対して、訓練生として施設に受け入れ、企業への雇用に関する支援を行っています。

名 称	活 動 区 域	所 在 地	T E L	F A X
箕面市障害者雇用支援センター	箕面市・池田市・豊能町	箕面市稲 1-11-2	072-723-8801	072-723-8803

★障害者就業・生活支援センター / 障害者就業・生活支援準備センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対して、地域の雇用関係機関や福祉関係機関と連携を図り、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの指導・助言・その他の支援を行っています。

名 称	活 動 区 域	所 在 地	T E L	F A X
大阪市 障害者就業・生活支援センター	大阪市	平野区喜連西 4-7-19	06-4302-8977	06-4302-8980
北河内東 障害者就業・生活支援センター	大東市・四條畷市・交野市	大東市末広町 15-6	072-871-0047	072-889-2365
堺市 障害者就業・生活支援センター	堺市	堺市南区桃山台一丁 23-1	072-292-1826	072-291-1252
南河内南 障害者就業・生活支援センター	富田林市・河内長野市・ 大阪狭山市・河南町・太子町・ 千早赤阪村	富田林市若松町西 1-1888-1	0721-20-6576	0721-20-6576
高槻市 障害者就業・生活支援センター	高槻市・島本町	高槻市城北町 1-7-16 リーベン城北 2F	072-662-4510	072-662-4700
すいた 障害者就業・生活支援センター	吹田市	吹田市元町 19-15 丸二ビル 1 階	06-6317-3749	06-6317-3749
八尾・柏原 障害者就業・生活支援センター	八尾市・柏原市	八尾市楽音寺 1-84	072-940-1215	072-940-1213
とよなか 障害者就業・生活支援センター	豊中市	豊中市寺内 1-1-10 ローズコミュニティ・緑地 1 階	06-4866-7100	06-4866-7755
東大阪市障害者 就業・生活支援準備センター	東大阪市	東大阪市高井田元町 1-2-13	06-6789-0374	06-6789-2151
枚方市障害者 就業・生活支援準備センター	枚方市	枚方市大垣内町 2-1-20 市役所別館 1 階 枚方市障害福祉室 (相談窓口)	090-2064-2188 (相談専用)	072-848-8911
南河内北障害者 就業・生活支援準備センター	松原市・羽曳野市・藤井寺市	羽曳野市白鳥 3-16-3	072-957-7021	072-957-1604
寝屋川市障害者 就業・生活支援準備センター	寝屋川市	寝屋川市境橋町 27-6	090-4569-0706 (相談専用)	072-837-0102
貝塚市障害者 就業・生活支援準備センター	貝塚市	貝塚市皇中 1-3-10	072-422-3322	072-433-9923
茨木・摂津障害者 就業・生活支援準備センター	茨木市・摂津市	摂津市鳥飼上 5-2-8 ふれあいの里	072-653-1212	072-653-0365
北河内西障害者 就業・生活支援準備センター	守口市・門真市	門真市元町 20-26	06-6900-3988	06-6900-3988
泉州北障害者 就業・生活支援準備センター	和泉市・泉大津市・高石市・ 忠岡町	和泉市伯太町 6-1-20	0725-44-1025	0725-44-1073
泉州南障害者 就業・生活支援準備センター	泉佐野市・阪南市・泉南市 熊取町・田尻町・岬町	泉佐野市鶴原 914-15 泉佐野市下瓦屋 222-1 (相談窓口)	072-463-7867	072-463-7890

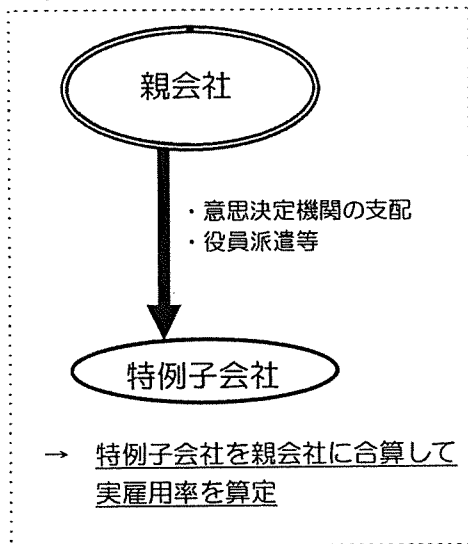
「特例子会社」制度の概要

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

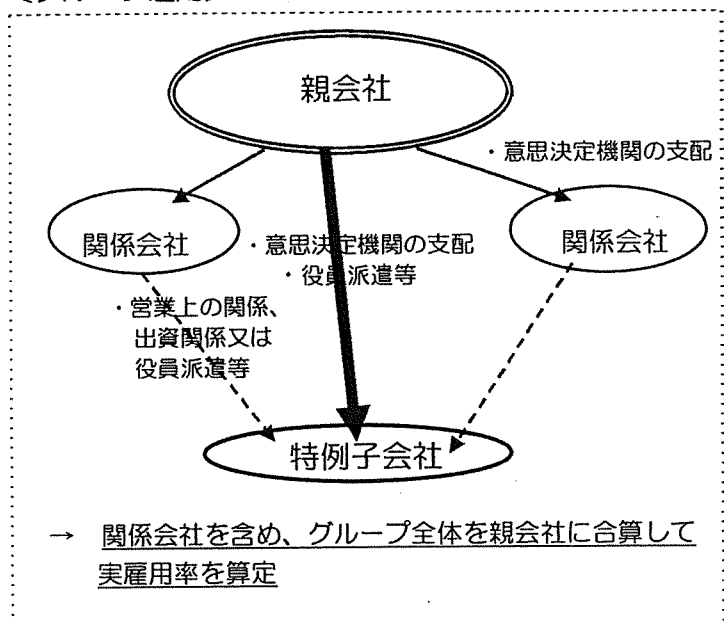
また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。

〔特例子会社制度〕



〔グループ適用〕

（平成 14 年 10 月から施行）



○ 特例子会社認定の要件

(1) 親会社の要件

- 親会社が、当該子会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること。
（具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等）

(2) 子会社の要件

- ① 親会社との人的関係が緊密であること。（具体的には、親会社からの役員派遣等）
- ② 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- ③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。
（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。

○ 特例子会社によるメリット

(1) 事業主にとってのメリット

- 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
- 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
- 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

(2) 障害者にとってのメリット

- 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。

○ 特例子会社の認定数の推移

年度	特例子会社の認定数	グループ適用の数
昭和 51 年度～昭和 55 年度	6	-
昭和 56 年度～昭和 60 年度	14	-
昭和 61 年度～昭和 62 年度	7	-
昭和 63 年度	0	-
平成 元 年度～平成 5 年度	25	-
平成 6 年度～平成 10 年度	23	-
平成 11 年度～平成 15 年度	53	17
平成 16 年度	27	21
17 年度	30	25
18 年度	26	13
19 年度（4月）	2	
計	213	76

※特例子会社の認定数は、現に認定されている数（＝認定取消分を除く）。

※特例子会社制度は、昭和 51 年に局長通達により定められ、昭和 62 年の法改正により法律上規定された（昭和 63 年 4 月施行）。

○ 特例子会社における雇用状況（各年 6 月 1 日現在）

	11.6.1	12.6.1	13.6.1	14.6.1	15.6.1	16.6.1	17.6.1	18.6.1
特例子会社数	105	109	115	119	129	153	174	195
障害者数 （重度ダブルカウント）	4,483	4,620	5,191	5,376	5,760	6,861	7,838	9,109.0
うち身体	3,718	3,765	4,281	4,268	4,425	5,078	5,629	6,127
うち知的	765	855	910	1,108	1,335	1,783	2,209	2,932
うち精神	—	—	—	—	—	—	—	50.0
障害者数 （実人員）	(2,637)	(2,737)	(3,069)	(3,205)	(3,491)	(4,186)	(4,853)	(5,695)

特集

企業もトクする 発注メリット 「在宅就業障害者支援制度」 って、どんな制度？

平成十八年四月一日から
「障害者の雇用の促進に関する法律」の
一部が改正され、障害者雇用納付金制度に新たに
「在宅就業障害者特例調整金及び
在宅就業障害者特例報奨金の支給」
制度が加えられました。そこでこの特集では
「在宅就業障害者支援制度」の詳細について、
発注企業のメリットなどを中心に解説していきましょう。

「一般の社会でも認知され始めた」「在宅就業」というスタイル

IT機器やインターネットの急速な普及によって、近年ではオフィス以外で仕事を中心におこなう「在宅勤務者」「テレワーク」といった形態の普及や、企業に雇われることなく自宅等で開業するいわゆるSOHOワーカーたちが急増しています。こうした流れは職場に毎日「二時間かけて通勤するのが当たり前であった就業スタイルを一新させました。効率的に仕事をこなすことができるなら、業種によってはむしろ在宅勤務を積極的に推奨する企業さえ現れ始めています。

就業スタイルに対するこのような考え方の変化は、移動に困難を伴う重度の障害のある人にとって、就業機会を拡大する大きなチャンスです。そのため全国の障害者就業支援団体では、ここ十数年の間に主にITに関する教育活動を地道に実践し、その普及と可能性の啓発に努めてきました。そしてついに平成十八年四月一日、「障害者の雇用の促進に関する法律」の一部が改正されることになりました。これまでの障害者雇用納付金制度に、新たに「在宅就業障害者特例調整金（以下、特例調整金）及び在宅就業障害者特例報奨金（以下、特例報奨金）の支給」制度が加えられたのです。

これまでの法律の仕組みでは、企業に対して一定数以上の障害のある人の雇用義務を遵守するように働きかけることが中心でしたが、今回の法改正によって「在宅就業障害者（以下、在宅ワーカー）」に

対して仕事を発注した場合でも、一定の助成金が支給されることになりました。つまり、従来のように「雇用」だけでなく在宅就業などの「請負型」を選択する働き方そのものが、広く認知されたことになりました。

障害が重度であればあるほど、一日（週）の労働時間は限られてくる傾向にあるため、企業に雇用されるのは難しいのが現実です。しかしたとえ限られた時間であっても、働くことを望む人たちが多数存在するのも事実。一定の就労時間が確保できなくても、身の丈に合わせた働き方をしたい。在宅就業とは、そんな多様な働き方のニーズに合わせた就労スタイルだと言えるでしょう。

そして企業側にとっても、障害のある人を雇用するだけでなく、在宅ワーカーへ仕事を発注することにより特例調整金などの助成金が得られるメリットがあります。企業の社会的責任（CSR）が問われる現在、この制度の活用によって多くの企業の障害者就労への理解と協力が進み、同時に障害のある人の働く意欲と能力を活かす機会が増えるようになると期待されているのです。

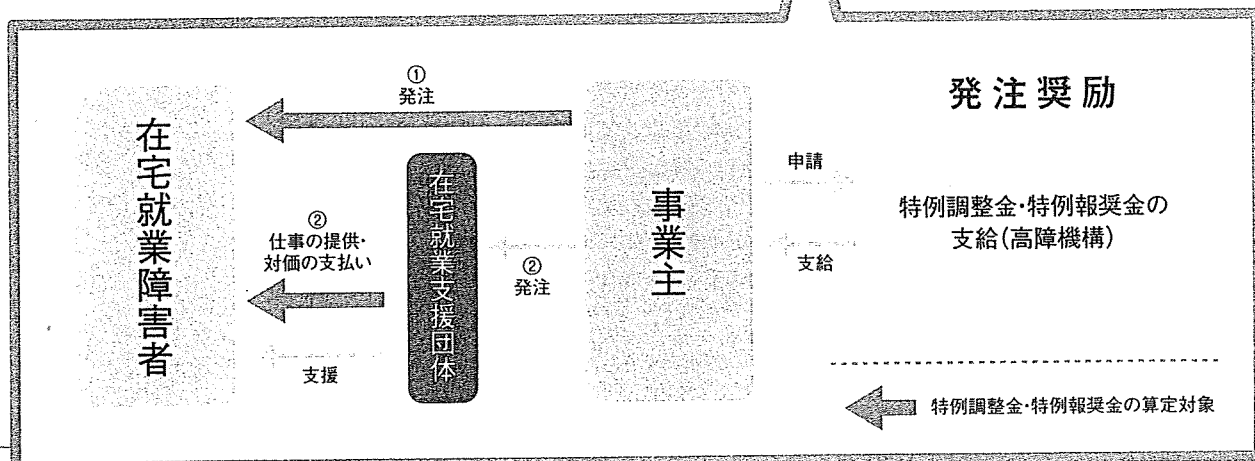
「在宅就業障害者支援制度」の仕組みについて

事業主が、「在宅就業障害者支援制度」を活用して特例調整金・特例報奨金を得るには、二つのパターンがあります。一つは、企業が在宅ワーカーに直接発注する場合（下図①の発注ケース）。もう一つは、厚生労働省が登録認可した「在宅就業支援団体」を通じて、在宅ワーカーに仕事を発注した場合です（下図②の発注ケース）。ここでは②の発注事例を中心に、制度を説明していきます。

※特例調整金の支給対象となる事業主は、常用労働者三〇一人以上の事業主です。また、特例報奨金の支給対象となるのは、常用労働者三〇〇人以下で一定数以上の障害者を雇用している（報奨金の支給対象となっている）事業主です。

特例調整金・特例報奨金の申請及び支給手続

特例調整金・特例報奨金の申請及び支給事務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（高障機構）において、他の納付金・調整金・報奨金に係る事務と一体的に行います。特例調整金・特例報奨金の申請については、高障機構が定める



申請様式に、同じく高障機構が定める書類①の発注のケースは「在宅就業契約報告書」、②の発注のケースは「発注証明書」を添付して、各都道府県障害者雇用促進協会に行ってください。

特例調整金・特例報奨金の金額

①特例調整金の金額

在宅ワーカーに支払われた金額の年間の総額が一〇五万円を超えることに、発注元事業主に対して六三、〇〇〇円の特例調整金が支給されます。

*発注元事業主が自ら雇用している障害者数に応じた支給限度額が設けられています。

*法定雇用率未達元事業主については、特例調整金額に応じて納付金額が減額されます。

例 1

事業主が在宅就業支援団体に仕事を発注し七〇〇万円を支払い、在宅就業支援団体が在宅ワーカーであるAさん・Bさん・Cさんに仕事を発注し、それぞれに対して年間二〇〇万円を支払った場合（残りの一〇〇万円は団体の作業管理料とする）、在宅ワーカーへの年間の支払総額は六〇〇万円ですので、特例調整金三一五、〇〇〇円が支給されます。

②特例報奨金の金額

在宅就業障害者に支払われた金額の年間の総額が一〇五万円を超えることに、発注元事業主に対して五一、〇〇〇円の特例報

奨金が支給されます。

*発注元事業主が自ら雇用している障害者数に応じた支給限度額が設けられています。

例 2

事業主が在宅就業支援団体に仕事を発注し七〇〇万円を支払い、在宅就業支援団体が在宅ワーカーであるAさん・Bさん・Cさんに仕事を発注し、それぞれに対して年間二〇〇万円を支払った場合（残りの一〇〇万円は団体の作業管理料とする）、在宅ワーカーへの年間の支払総額は六〇〇万円ですので、特例報奨金二五、〇〇〇円が支給されます。

例 1

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特例調整金} \\ \hline \text{[315,000円]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者への年間の支払総額[600万円]} \\ \hline \text{評価額[105万円]} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調整額} \\ \hline \text{[63,000円]} \\ \hline \end{array}$$

5個(1未満の端数は切り捨てる。)

例 2

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特例報奨金} \\ \hline \text{[255,000円]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{在宅就業障害者への年間の支払総額[600万円]} \\ \hline \text{評価額[105万円]} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{報奨額} \\ \hline \text{[51,000円]} \\ \hline \end{array}$$

5個(1未満の端数は切り捨てる。)

在宅就業障害者支援制度の対象範囲

①制度の対象となる障害者

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度の対象者と同様、身体障害者、知的障害者、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所有者）が対象です。

②制度の対象となる就業場所

自宅のほか、

・障害者が業務を実施するために必要な施設及び設備を有する場所

・就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所※1

・障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所※2

・その他これらに類する場所が対象となります。

※1：具体的には、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援事業」を実施する施設を対象としています。また、同法に基づく「就労継続支援事業（非雇用型）」を実施する施設についても、雇用促進等の観点から一定の基準を定めて対象としています。

※2：具体的には、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく「障害者雇用支援センター」をいいます。

③制度の対象となる業務
対象業務には特段の限定はありません。

【参考サイト】

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構

www.jeed.or.jp

在宅就業障害者に対する支援

www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisa01/pdf/gai0604a.pdf

在宅就業障害者特例調整金等の申請・支給手続について

www.mhlw.go.jp/shingi/2005/11/dl/s1115-2d.pdf

障害者雇用雇用納付金制度改正の概要

www.jeed.or.jp/disability/employer/payment/download/h18_reform_info.pdf

「大阪府の工賃倍増計画推進事業の概要について」 (工賃倍増5か年計画)

大阪府 健康福祉部 障害保健福祉室
施設福祉課 施設指導グループ 佐藤 謙一

1. はじめに

「工賃倍増計画」

「授産施設」

「工賃」

2. 事業の目的

(1). 大阪府の現状

(2). 国の動き

(3). 事業の目的

3. 事業の概要

(1). 既存の支援事業

○授産活動総合的支援事業(セミナー、指導者派遣、コンペ)

○授産施設等機能強化推進事業

(2). 工賃倍増5か年計画

(3). 工賃倍増計画推進事業

4. その他(授産製品PR)

《授産製品に関するお問い合わせ》

大阪府授産事業振興センター
担当：首藤(シトウ)
電話：072-661-0670
<http://www.osaka-jyusan.com/>

または、

大阪府 健康福祉部
障害保健福祉室 施設福祉課
施設指導グループ 佐藤 謙一
電話：06-6944-2295(直通)

工賃倍増計画推進事業の概要 ～販路開拓等を支援します～

《目的》

- 昨年 10 月から完全施行された障害者自立支援法では、障害者の就労支援が大きな柱の一つとなっており、これまで以上に障害者の自立を進めることが求められています。
- しかしながら、授産施設等でさまざまな生産活動を行うことにより施設から利用者の方々に支払われている工賃は、1人あたり月額平均で 1 万円に満たない状況となっております。地域で自立した生活を送ることが困難な状況が続いています。
- このような中で厚生労働省は、授産施設等で働く障害者の工賃を、平成 23 年度末までに現在の水準から倍増させることを目標とする「工賃倍増計画推進事業」を創設しました。
- 大阪府では、この事業を活用して、府内の施設で働く障害のある方々の工賃アップに結び付ける「工賃倍増計画推進事業」を実施し、施設で働く障害のある方々の経済的な自立を目指します。

《事業概要》

- 実施主体 大阪府（委託実施）
- 対象者 府内の就労継続支援 B 型事業所、従来型授産施設（小規模通所授産含む）
- 予算額 30,000 千円（平成 19 年度）
- 事業内容

今年度中に「工賃倍増 5 か年計画（計画期間 H19～23）」を策定し、来年度以降、同計画に基づき、販路開拓等の支援を中心とした工賃水準を引き上げるための様々な支援を行います。

- ・ 平成 19 年度：施設の現状調査、企業等のニーズ調査、工賃倍増 5 か年計画の策定
- ・ 平成 20～21 年度：計画に基づく各種事業の実施

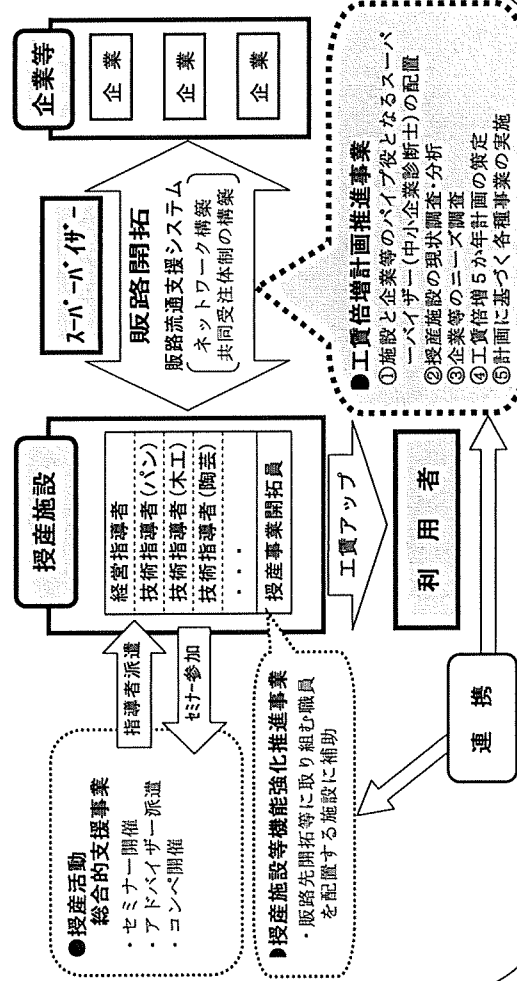
《既存事業概要》

- 授産活動総合的支援事業
 - ・ 工賃向上支援セミナーの開催
授産施設職員に対して、事業経営のノウハウや授産科目の専門的な技術を習得するためのセミナーを開催。
 - ・ 経営・技術支援アドバイザー支援事業
授産施設へ経営・技術に関するアドバイザーを派遣し、施設の状況にあわせて、継続的に事業経営のコンサルティングや授産技術向上を支援。
 - ・ イベントによる販路促進
授産製品のコンベンションを開催
- 授産施設等機能強化推進事業
 - ・ 各施設で行われている授産活動の基盤強化を図るため、授産製品の販路拡大や授産事業の経営管理に取り組む「授産事業開拓員」を配置する施設を支援。

《年次計画》

項目	H19	H20	H21	H22	H23
授産施設の現状調査	調査・分析				
企業等のニーズ調査	調査・分析				
5 か年計画の策定	計画の策定				
計画に基づく事業					
			販路流通支援強化構築の検討 計画に基づく事業の実施 により、企業とのネットワークや、共同受注体制の構築を図り、販路流通支援システム構築に向けて検討を行う。	販路流通支援システムの構築	システムの安定充実 ネットワークの拡充

《事業イメージ》



授産施設とは？

Q 授産施設って、何ですか？

A 障害などの理由により、一般企業に雇用されることが難しい人たちが、リハビリや職業訓練も含めて働き、社会参加を実現している社会福祉施設です。ここでは、一人ひとりの個性や能力に合わせて自立生活するための作業や訓練を行っています。

Q セルプって、何ですか？

A 1995年6月14日より、セルプ協では、授産施設に変わる新しい名称として、「社会就労センター/SELP(セルプ)」と改称しました。セルプというのは、英語のSelf-Help「自助自立」から作られた造語です。障害者など社会的ハンデを持つ人たちを取りまく現在の社会的環境は、必ずしも満足できるものではありません。その中でも、自分なりの働き方で社会に貢献しながら自分たちの生活を作り出す「自立」が、私たちの最大の目的なのです。

Q どれくらいの施設があって、どんな人たちが働いているのですか？

A 現在、日本には約2,900のセルプがあります。ここでは、心身に障害のある人たちや、自立生活能力に障害のある人たちが、現在約9万人働いています。

Q どんな仕事をしているのですか？

A セルプでは、様々な仕事を行っています。大規模に印刷やクリーニング、縫製等の事業を行っている施設。伝統工芸品、織物、陶磁器、家具製造等の職人的作業を行っている施設などがあります。一番多いのは、パンやクッキー等の食品を作ったり、ポーチ類等の手作り布製品を作ったり、木工パズルなどを作っている施設です。仕事は実にバラエティーに富んでいます。

仕事の種類

				
食品加工	印刷	木工	電気	クリーニング
				
情報処理	縫製	工芸	農地畜産加工	

平成18年度平均工賃一覧（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	工賃倍増計画 対象施設 平均工賃
北海道	15,304.6
青森県	9,310.5
岩手県	15,224.9
宮城県	13,061.3
秋田県	12,580.4
山形県	10,283.3
福島県	9,540.0
茨城県	9,241.2
栃木県	12,562.9
群馬県	11,116.0
埼玉県	11,777.8
千葉県	12,024.4
東京都	14,488.1
神奈川県	12,367.4
新潟県	10,441.2
富山県	11,932.6
石川県	15,179.3
福井県	15,493.4
山梨県	10,735.6
長野県	10,548.0
岐阜県	10,067.8
静岡県	13,660.6
愛知県	14,446.8
三重県	10,406.9
滋賀県	15,565.9
京都府	12,999.9
大阪府	7,989.7
兵庫県	10,190.0
奈良県	9,861.1
和歌山県	12,045.8
鳥取県	13,366.1
島根県	12,548.6
岡山県	10,749.9
広島県	12,419.1
山口県	12,632.3
徳島県	14,636.2
香川県	11,171.6
愛媛県	11,709.6
高知県	16,013.5
福岡県	11,663.9
佐賀県	15,395.7
長崎県	11,181.5
熊本県	12,836.1
大分県	13,489.4
宮崎県	11,017.9
鹿児島県	12,809.4
沖縄県	13,552.1
平均工賃額	12,222.3

※工賃倍増計画対象施設（就労継続支援B型事業所・授産施設・小規模通所授産施設）の平均工賃

平成18年度平均工賃一覧

施設種別		施設数(箇所)	平均工賃(円)	
就労継続支援A型事業所		83	101,116.5	
就労継続支援B型事業所		587	11,875.0	
福祉工場	身体	31	172,983.4	
	知的	54	84,112.0	
	精神	15	60,686.8	
福祉工場合計		100	118,460.4	
授産施設	身体	入所	203	18,117.3
		通所	368	19,393.8
	知的	入所	231	10,334.3
		通所	1,714	11,502.2
	精神	入所	27	10,945.6
		通所	294	12,745.4
入所・通所授産施設合計		2,837	12,765.7	
小規模通所授産施設	身体	261	10,414.8	
	知的	392	10,895.5	
	精神	396	7,334.8	
小規模通所授産施設合計		1,049	9,273.8	
全施設平均工賃		4,656	15,257.4	
工賃倍増計画対象施設(※)		4,473	12,222.3	

※ 就労継続支援B型事業所+授産施設+小規模通所授産施設

大阪府授産製品 平成18年コンペティション受賞作品



押し花祝い箸

(福)讀良福社会 ワークセンター小路

制作者の声

本格手すき和紙に、かわいい押し花をあしらった、素敵な祝い箸。色とりどりの花が初春の慶びをいっそう引き立てます。五膳五色の押し花を使っておりますので、お好みのお花をどうぞ。華やかなので、お正月の来客用としても大変喜ばれております。

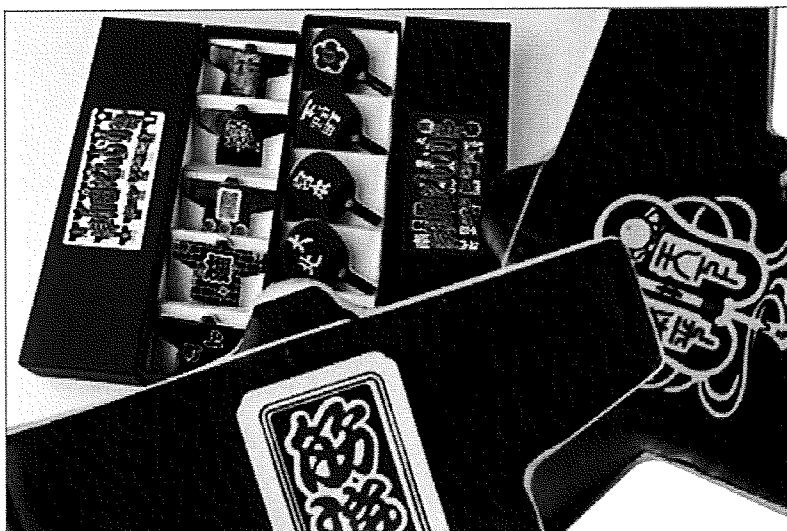


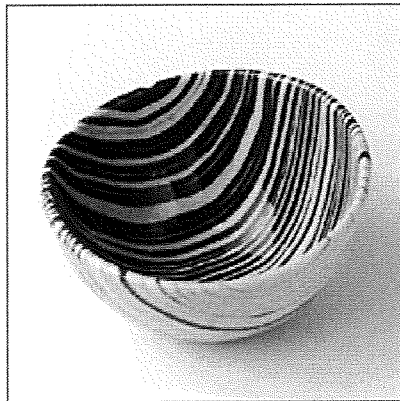
岸和田だんじり祭り「はっぴ型」「うちわ型」箸置き

泉南作業所

制作者の声

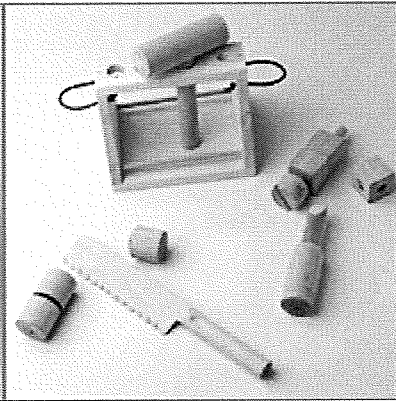
岸和田の心、だんじり祭りの賑やかな掛け声が聞こえてきそうな楽しい箸置き。はっぴ型とうちわ型の二種類をご用意しました。一つひとつ丹精込めて、手作業で型抜きしたものです。機械で作ったものには真似の出来ない、手作りならではの温かさの伝わる逸品です。





練り込みだ円ボウルセット

(福)聖森会 はたのさと



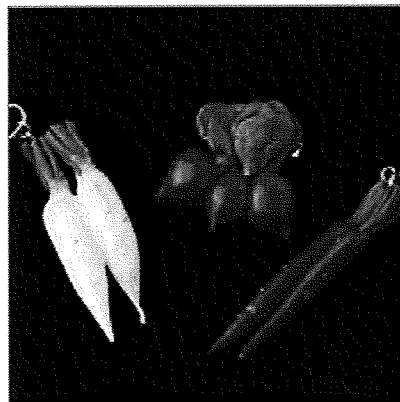
大工さんセット

(福)讀良福祉会 ワークセンター小路



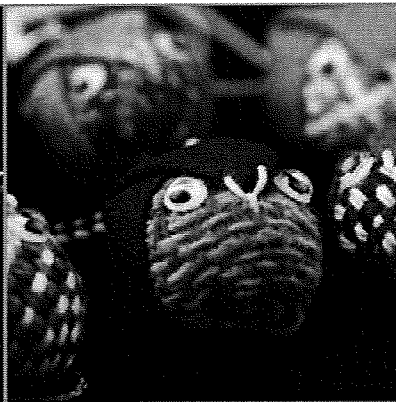
オープンカー

(福)あすかの会 あすかの園



ミニ野菜のアクセサリ

(福)なわて会 第2夢丸工房



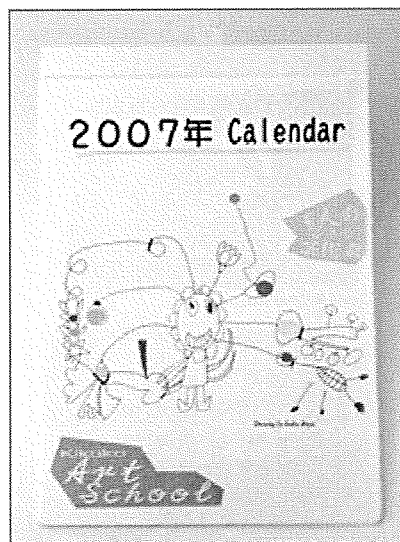
幸せをよぶふくろうストラップ

(福)徳風会 とくふうホーム



革製 靴小物入れ

豊能町立心身障害者通所授産施設
たんぼほの家



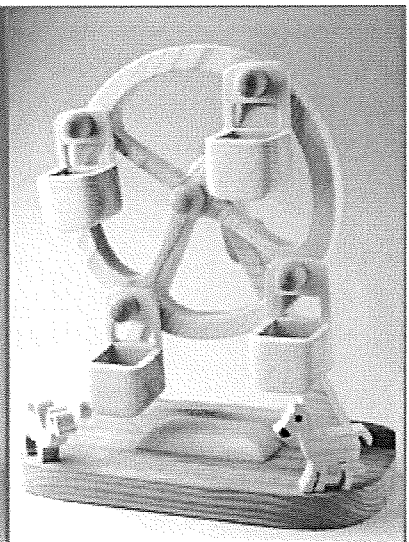
紙すきカレンダー

(福)豊中きらら福祉会 きらら作業所



さをり手織り柿バッグ

(福)信貴福祉会 ひばり障害者作業所
りんごの木



かんらんしゃ

(福)豊親福祉会 つばさ福祉作業所

工賃倍増計画推進事業受託目的とその活用方途について

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合
事務局 丸尾亮好

○ エル・チャレンジの取り組み

- ・ すすまない知的障害者雇用
- ・ 2つの就労支援事業
- ・ 8年間の成果と課題

○ なぜ、工賃倍増計画推進事業なのか？

- ・ 多様な働き方
- ・ 生活支援と就労支援の交互作用
- ・ 協働することによる成果拡大

○ 新しいシステムの構築に向けて